

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会事務局組織規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東郷町社会福祉協議会定款第33条第3項の規定により、社会福祉法人東郷町社会福祉協議会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び職員について、必要な事項を定めるものとする。

(課等の設置)

第2条 事務局に次の課等を置き、課等に次の係等を置く。

1 地域福祉課

- (1) 総務係
- (2) 地域福祉係
- (3) 高齢者福祉係
- (4) 障がい者福祉係

2 地域包括支援センター

(分掌事務)

第3条 課等の分掌事務は、次のとおりとする。

1 地域福祉課

(1) 総務係

- ア 理事会、評議員会に関すること。
- イ 法人登記及び資産に関すること。
- ウ 定款及び諸規程に関すること。
- エ 予算及び決算に関すること。
- オ 職員の人事、勤務条件及び研修に関すること。
- カ 表彰に関すること。
- キ 会員募集に関すること。
- ク 公印及び公用車の管理に関すること。
- ケ 東郷町福祉センターの管理に関すること。
- コ その他法人運営に関すること。

(2) 地域福祉係

- ア 地域福祉活動計画に関すること。
- イ 広報に関すること。
- ウ 共同募金に関すること。
- エ 福祉相談に関すること。
- オ 暮らし資金等の貸付に関すること。
- カ 福祉団体に関すること。
- キ 福祉教育に関すること。
- ク ボランティアセンターに関すること。
- ケ 事務局の庶務に関すること。

- コ その他地域福祉に関すること。
- (3) 高齢者福祉係
 - ア 居宅介護支援事業に関すること。
 - イ 訪問介護事業に関すること。(障がい者も含む)
 - ウ 通所介護事業に関すること。
 - エ その他在宅福祉サービスに関すること。

- (4) 障がい者福祉係
 - ア 就労継続支援事業者「たんぽぽ作業所」に関すること。
 - イ 生活介護事業者「コスモスの家」に関すること
 - ウ 障がい者相談支援センターに関すること。

2 地域包括支援センター

地域包括支援センター事業に関すること。

(職及び職務)

第4条 次の表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、職員をもって充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
事務局長	会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
地域包括支援センター長	上司の命を受け、地域包括支援センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
課長補佐	課長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。
係長	上司の命を受け、係の事務を処理する。
主査	上司の命を受け、事務を分担処理する。
主任	上司の命を受け、特定の事務を処理する。
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
保健師	上司の命を受け、保健に関する業務をつかさどる。
看護師	上司の命を受け、看護に関する業務をつかさどる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て決する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。